

別添 10：NGO 事業補助金交付先 NGO への質問票 2 に対する回答結果

PART II 開発補助金制度 (開発協力事業) の 運用及び手続きに関する質問

1. 応募要件について

<応募要件>

我が国の国際開発協力公益団体 (NGO) のうち、原則として以下の全てを同時に満たしている団体が対象となります。

- ① 発途上国における開発協力事業 (補助金の対象事業) を主な活動目的とする NGO で、本邦内に実態的に住所を有するもの。
- ② 自ら人員を現地に派遣して補助金供与対象事業を実施すること (事業の実施を他団体に全面的に委託して実施する場合は対象外とする)。
- ③ 団体の年間の開発協力事業費が 100 万円以上 (団体の管理運営経費は除く) で過去 2 ヶ年以上にわたり自ら人員を派遣し補助対象事業に準じた民間援助開発協力活動の実績を有すること。
- ④ 団体として、補助金適正化法等に基づき当該事業を実施し管理する能力を有すること。
- ⑤ 政治的、営利的、及び宗教的活動は類似の行為も含めて一切行っていないこと

①利用者の立場として、応募要件の基準の各項目は応募要件として妥当だと思いますか？ご意見があれば教えて下さい。

妥当:7

②初めて補助金制度の存在を知ったきっかけは何ですか？補助金制度の知名度は日本の NGO の間で高いと思われますか？

- ・他 NGO の紹介。(3)
- ・外交協会の説明会にて。
- ・1990 年に郵政省のボランティア貯金との関連で知りました。
- ・外務省東南アジア 2 課から聞いた。
- ・外務省からの通知。

高い:3

高くない:1

どちらともいえない:1

2. 事業実施対象国について

<事業実施対象国>

原則として、①世銀ガイドラインによる IDA (国際開発協会) 適格の所得水準の開発途上国であること (平成 14 年度においては、2000 年の国民一人当たりの GNP が、1,445 ドル以下の国)、②本補助金事業を実施した場合に援助効果が期待される開発途上国であること。

①利用者の立場として、対象国の設定についてご意見はありますか？

特になし:4

- ・ODA の精神に合っていると思う。
- ・途上国はさまざまな問題を抱えているので、設定は所得水準 1,445 ドル以下の国で良いと思う。
- ・貧富の差が著しい国においては、平均化された 1 人当たりの GNP 値が、貧困層の生活水準を反映しない場合があるので、そうした場合は案件ごとに判断頂きたい。

3. 対象事業の種類

<対象事業の種類>

- ① 農漁村開発 (農村自立支援事業、農村改善支援事業、農村復興事業、漁村自立支援事業、専門家等派遣事業)
- ② 人材育成 (託児所建設事業、貧困地区学習援助事業、学校建設事業、図書館建設事業、専門家等派遣事業)
- ③ 女性自立 (女性自立支援センター建設事業、専門家等派遣事業)
- ④ 保健衛生 (保健衛生改善事業、保健・啓発プロジェクト事業、専門家等派遣事業)
- ⑤ 医療 (医療診断事業、障害者復帰対策事業、専門家等派遣事業)
- ⑥ 地域産業向上 (職業訓練所建設事業、青少年職業訓練計画事業、産業振興施設建設事業、専門家等派遣事業)
- ⑦ 生活環境 (井戸建設事業、生活改善指導センター建設事業、給排水対策事業、専門家等派遣事業)
- ⑧ 環境保全 (造植林事業、専門家等派遣事業)
- ⑨ 民間援助物資輸送 (民間援助物資輸送事業)
- ⑩ 地域総合振興 (同一地域において複合的な事業展開を行う場合に3事業までまとめて申請可能とする事業)
- ⑪ 事業促進支援制度 (プロジェクト企画調査支援、プロジェクト評価支援、組織運営・活動能力向上支援)

①利用者の立場から対象事業に指定について何か、ご意見はありますか？また、プロジェクトを申請するに当たり、貴事業の分類で難しかったこと等ありますか？

特になし:2

・当センターが進めている事業は、主に開発途上国の中でも最も弱者にある子供達を支援する活動で、また、同じような対象事業を行なっている団体も多く、枠内に教育に関する枠組みを設けて欲しい。
・あまりにも細かく区切られすぎている。①と②は結びつくし、①の中に④⑤その他のものが一緒になることが多い。
・利用当初は⑩の地域総合振興がなく、事業を当てはめる上で窮屈な思いをしたことがありましたが、⑩の導入により解消しました。
・あまりにも細かく分類しすぎており、NGO が行っている事業を役所が決めたどこかに押し込むという発想がおかしい。がいたしかたないのか？
・かなり柔軟性のあるシステムである。特に地域総合振興事業として各対象事業を組み合わせることにより、複合的な事業展開が可能である。しかしながら、各テーマ事業に多様性が乏しく、必ずしも現地のニーズを包括的に反映した総合的な事業の運営が可能とはいえない。

4. 対象事業の要件

<対象事業の要件>

- ① 自ら人員を現地に派遣して実施・遂行する事業であること (現地住民・団体に対し資金助成、物資輸送のみを行う事業は対象とならない)。
- ② 現地体制につき以下の要件を満たすこと。
 - 少なくとも、現地に常時連絡可能な責任者がいること (現地カウンターパートでも可)。
 - 経験あるスタッフ・専門家が現地に赴き、事業目的に照らし合理的な期間滞在し本補助金の交付対象事業区分に該当する事業活動を行うこと。
- ③ 単年度事業であること。
- ④ 当該事業に関し、日本国政府 (他省庁等) より他の補助金その他の資金的支援を受けていないこと。

①利用者の立場から、要件の設定についてご意見はございますか？

特になし:3

- ・単年度事業はむづかしい。50%の枠の中で他省庁の資金が受けられないのは大変である。
- ・単年度事業である要件に合致するため、5～6年程度の事業を、やや強引に単年度にぶつ切りしているのが実態です。裏返せば、5年後のプロジェクト目標に対し、その年に行なう単年度の事業がどういう位置関係にあるのか、はっきりと意識していないのが現状です。
- ・単年度で終了しない事業がほとんどあるので、この解釈をどうするか？
- ・単年度事業でも、予め事業とその予算の承認が得られることが（年度はじめに）確認できれば、事業運営上問題はないが、通常8月末～9月の月上旬に通知を受けるため、補助金対象の費目によっては、かなり窮屈な事業運営を迫られる。

②現地事務所でなく、カウンターパートと提携している場合、事業補助金を得る以前から提携していましたか？

提携している:6 | 提携していない:1

- ・カウンターパートは当協会が設立した NGO があるので以前からの連携はある。
- ・特に支部、姉妹団体というかたちで、事業パートナーの層を世界各地に広げる努力をしており、信頼関係の高いカウンターパートを選定し、事業の実施に関して補助金申請を行なっている。

③実際に、カウンターパートと貴団体ではどちらが主導権を取っていますか？

当団体:2 | どちらともいえない:3

- ・事業の運営面においては、カウンターパート側に主導権を持たせつつ、活動内容については両者でその都度検討して行っている。
- ・カウンターパートは実施の責任を持ち、我団体はマネジメントや資金の正しい使われ方、また現地の人材育成の管理、運営を行なっている。また現地でできないことを日本側で行なうので、どちらが主導権を持っているというより、対等な関係である。
- ・補助金申請を含む資金開拓は日本側の役割です。
- ・事業の内容、カウンターパートの運営能力や専門性による。

5. 補助金の交付年限

<補助金の交付年限>

同一事業への支援は原則3年までとし、合理的理由が認められる場合に限り最大5年とする。

① 補助金の交付年限について、ご意見等ございますか？

特になし:3

- ・農村開発などの事業とは異なり、子供や地域住民を対象とした保健、衛生に関連した事業を行っている当センターでは、5年というスパンでは短く、延長もしくはその他の方法がほしいところ。
- ・環境問題、貧困、教育等は3年という短い期間でなく、5年、10年の中で要約成果が生まれてくるので、区切られると困る。
- ・「同一事業」として以下のケースは判断されるのでしょうか？ a. 同じ内容の活動だが、場所（地域・地区）を変更した場合 b. 同じ場所だが、活動内容を変更した場合
- ・草の根的支援が中心の NGO の活動では、慢性的な貧困や社会サービスの向上を長期的視野に立っ

て複数年、継続的に支援することが望まれる場合が多い。NGO 事業補助金は、認可までのプロセスに時間がかかり、安定した事業展開に困難が伴う場合もある。そのため、3年もしくは5年と区切り、制約するのは適切でないと考える。

6. 補助率及び交付上限額

<補助率及び交付上限額>

本補助金の1件当たりの供与額は、原則として当該総事業費の2分の1以下かつ事業区分ごとに補助金交付要領において定める補助対象経費の範囲内で外務省が決定する金額であり、平成14年度は原則として50万円以上1,000万円以下(但し、(11)事業促進支援制度は500万円以下)とする。

また、1団体が複数の事業について申請を行う場合、1団体が交付を受けることができる補助金総額の上限は5,000万円です。

① 補助率および交付上限額についてご意見等ございますか？

特になし:3

・貧困地域の人たちや NGO というボランティアに近い団体にとってこれしかでないのは事業の意味がうすれる。

・申請団体や事業の内容・性格に応じて、補助率は3分の2程度まで引き上げられないものでしょうか。(事業の半分以上を補助金で出すとその事業の自立性が損なわれるという議論もあるようですが、そもそも補助金が国民の税金であることを考えると、あまり2分の1以下ということにこだわることもないような気がします。)

・補助率は50%以下とせず、NGOの年間予算額(前年度の決算額)の20%以下であればよしとする方が NGO としてはやりやすい。

・補助率は70%くらいが適切であると考え。一件あたりの交付上限額は現状が適正レベルにあると考えられるが、場合によっては2,000万円程度まで許可していただけたらと考える。一団体あたりの交付額が5,000万円というのは少な過ぎると考える。日本の NGO に対する支援予算が大幅に(50~100億円くらいまで)増えることを願っている。

② 現在の補助対象経費の指定範囲についてご意見はありますか？

特になし:4

・住民対象となる事業は範囲が広くて大きな事業となるので1団体5,000万円がふさわしい。

・間接経費(事務経費等)にも多少とも支出が可能になったことは助かります。

・日本側の事務所経費(人件費含む)の予算が大幅に(少なくとも2割程度)認められることを願っている。

7. 外部監査の実施

<外務監査の実施>

同制度では適切な会計処理を確保するため、補助対象事業(開発協力事業)の全案件に、原則として現地監査法人等による外部(会計)監査を義務付ける(平成13年度までは1千万円以上の案件、平成14年度からは全案件が対象)。

① 同制度が定める外部監査の実施は以上の通りですが、実際にいつ、どのように、監査を行いましたか？平成14年についてはどのように行う予定ですか？こういった監査法人に依頼する予定ですか？

か？その費用は補助金制度に計上しますか？

・現地では、法人格を有する NGO 団体においては、税制上、監査報告が義務づけられており、その経費については、事業管理費として 14 年度より計上することになっている。
・カウンターパートに選定を依頼しています。現地の会計士を考えています。補助金制度に計上します。
・フィリピンでの事業は終了しているので予定はない。また 1 千万円以上ではなかったもので、それも行なう予定はない。
・認定された CPA に依頼して行っている。2 ヶ月に一度事務所にきて領収書、帳簿の確認を行なっている。平成 14 年は CPA に会いその正統性を確認する予定。
・平成 13 年度は、現地の会計監査を行ってくれる法人に依頼し、事業終了後すぐに実行しました。平成 14 年度も同様。補助金制度に計上しましたし、する予定です。
・外部監査が必要なのは、外務省であることを感じて欲しい。なぜこのような制度をとるのか、現在問われているのは外務省そのものである。小額資金の NGO まで監査を実施することは理解に苦しむ。
・平成 13 年度から事業終了後(3～4月にかけて)現地の監査法人または会計士による外部監査を行なった。費用は補助金制度に計上した。14 年度も同様に実施する。

- ② NGO 事業補助金事業で外部監査を実施した経験がある場合、この外部監査実施は、貴団体及び補助金対象事業の①財務管理能力の向上、②透明性の確保、③資金提供者へのアカウンタビリティなどの点で、有用でしたか？またこれ以外の有用な点があれば教えてください。

経験あり(有用):3 経験なし:3

・CPA の外務省のやり方を知ってもらうための講習も必要かもしれません。私たちの場合、日本人が現地へ行って教え、なおかつ確かめ合っているの、コーディネーターの長期的滞在が必要。
・特に②及び③に有用であったと思います。
・なぜ外部監査があるから上記のような点で有用であるかとの問い自体、NGO を信頼していない。NGO は外務省の ODA とは違い、税金で運営していない。それぞれが厳しい資金作りで事業を展開していることをきちんと認識してほしい。

8. 申請手続き

同制度への申請に当っては、所定の申請書、事業計画明細書、見積書、案件概要票、団体概要などの書類に加えて、添付書類として団体設立趣意書、定款、寄付行為、規則等、過去 2 年間の事業及び収支報告書、役員名簿等の書類の提出が義務付けられています。

- ① 上記の申請書類は申請に当たり、適当なものと思われるか？ご意見があれば、教えてください。また、それらのフォーマットについて不十分な点はありましたか？ご提案はありますか？

特になし:3

・申請に関する必要な要素であると思うので、特に意見はなし。
・毎年申請を出している団体は一度提出したものは省略しても良いのでは？特に国から認定を受けている団体に対して。
・金を出す方と受け取る方との力関係で、年々申請内容がやっかいになってくるのはいかがなものか？
・適当であるとする。しかしながら、細かな教材の見積書を取得しなければならないなど、若干不効率的な内容が課せられている。

- ② 上記の申請手続きに係る書類作成や手続き事務に要する労力は、何日くらいでしたか？貴団体の事務局の規模、及び交付される補助金に対して、見合うものですか？

- ・他業務との兼ね合いもあり4、5日くらい。妥当だと思う。
- ・1週間くらい。見合うものです。
- ・約1ヶ月。
- ・2週間以上。これについて資金が不足する。
- ・事業の計画を作成する過程は別にすると、10人日程度です。
- ・何日くらいか考えてもみない。申請しないと補助金がもらえないので、仕方がないので書類づくりをする。もし補助金が出ない場合は大変無駄なエネルギーである。
- ・1案件につき担当1名、15日～1ヶ月の労力が必要である。十分見合うとは言い難い。もう少し、本部職員の給与に関して考慮頂けたらと考える。

③ 貴団体の事業計画を策定するに当たり、どの程度、事業補助金を見込んだ計画を立てていますか？事業補助金の貴団体の予算に占める割合はどれくらいですか？補助金が出なかった場合の対策は講じましたか？

- ・計画：事業計画時では、前年度と比較して同類程度の事業補助金を見込んでいます。割合：事業予算に対して、約3割ないし4割程度。対策：他の補助金、または事業の縮小、他の資金確保等も検討している。
- ・全計画の10%程度にあたります。予算上も10%程度です。出なかった場合は中止です。
- ・約50%対策は講じてきた。
- ・補助金以外のfundも絶えず計画の中に入れている。
- ・事業計画には事業補助金を見込んでいます。予算に占める割合は15～25%です。
- ・10%程度である。補助金が出ない場合も方法、内容を変更し実施する。
- ・事業によっては、予め補助金を見込んだ計画を立てている。事業補助金の全予算に占める割合は15%前後である。補助金が出なかった場合の対策は、各国の事業状況による。

④ 上記の申請手続きに係るガイダンスや情報提供などは、外務省より十分に行われましたか？また、書類の再提出、修正等に時間をどれくらい費やしましたか？

- ・申請に関する説明等は、申請する団体個々に任せてあるようで、決して十分ではないと思う。再提出、修正には約2日程度要した。
- ・十分に指導がありました。
- ・担当スタッフが非常に親切で、電話をすると親切かつ迅速に指導していただけるので、世で言う「外務省のネガティブイメージ」は全くない。
- ・各受付の職員により対応の仕方が違い、戸惑ったことがある。(例として、領収書を過去2年さかのぼって出ささいと言われたり)
- ・申請手続に関する情報は十分でした。再提出や修正には2人日程度必要となるのが常です。
- ・十分である。修正についてはそれほどの時間は必要なかった。
- ・毎年度、必ず応募要領を受け取っており、申請にかかわる手続きが詳細に書かれてある。それを理解しながら申請書を作成している。

⑤ 一連の申請手続きのための書類の作成、準備作業は、貴団体及び補助金対象事業にとって何か副次的な利益をもたらしましたか？(例えば、事業の計画立案や具体化を行う上で、事業計画や資金計画の整理、サブプロジェクトの優先順位付けなど出来て、副次的な利益があった等。)

特になし:2

- ・事業を計画立案する上で、現地カウンターパートとの間で綿密な話し合いや意見交換の時間が増え、お互いの距離感が縮まるなどの相乗効果があった。また、その他の資料としても転用できるなど。
- ・国から直接、お金をもらうので、緊張感を伴い、計画から実行まで一連のプロセスをドキュメントにして提出することで、各プロジェクトの責任感が生まれる。
- ・申請手続の過程は、スタッフのOJTの機会となっています。

・申請手続きのための書類づくりが副次的な利益をもたらしたとも考えられないが、年度計画を立てる時点で役に立ったような気もする。

・事業全体の予算計画や活動計画を作成する上で、事業内容を深く理解し、資金手当てを計画するためのツールとなる点など副次的な利益はある。

9. 審査方法

<基本的な考え方>

- ① 政府レベルでは対応が困難な草の根レベルの事業であり、途上国住民に対する人道的及び環境保護の観点からの配慮がなされており、かつ、経済・社会・地域開発、民生の安定につながる（わが国 NGO が途上国 NGO、政府等と協力して行う事業も対象とする）。
- ② 地域社会のニーズが十分把握されていること。
- ③ 地域住民の自助努力による自立を促し、地域住民の参加があること。
- ④ 援助の効果が対象地域の女性にも被益するよう配慮されていること。

<審査方法>

以下の項目を総合的に審査し交付対象事業を決定する。

- ① 団体として事業遂行・組織管理能力（団体の実績、財政規模、職員数等を含む）
- ② 事業内容
- ③ 経費積算
- ④ 従事する要員
- ⑤ 総合的評価

また、前年度の完了実績報告書や事業の内容等、本補助金を受けて実施した過去の事業内容や事務処理状況等も、翌年度以降の補助金審査の参考とする。

<審査のプロセス>

- ① 事前に外務省民間援助支援室で審査をした後、在外大使館の技術協力担当者が、対象地域のニーズ、計画の妥当性、NGO の現場での評判などの視点から総合的に判断
- ② 必要に応じインタビューも実施

- ① 上記の審査方法に係る基本的な考え方、審査方法及びプロセスについて妥当であると思われますか？ご意見があれば教えてください。

妥当である：4 意見なし：2

・妥当であるが、審査から発表までの時間が長すぎて（半年間）実施する時間が短くなりすぎる。（半年）

・審査方法については妥当であるが、プロセスに関してもう少し迅速な対応をお願いしたい。もしくは申請時期を早めることも考えられるのではないか。

- ② 貴団体からの補助金事業申請に対する審査結果の説明は、外務省より必要だと思いますか？または充分行われましたか？

説明なし：2 説明は充分：1

・審査結果についてなんらかの説明がほしい。

・過去の申請の経験から、ハードには補助金がつきやすく、ソフトにはつきにくいといったことが見えてきましたが、こうした方針・判断基準を、できる限り開示してくだされば、審査がよりわかりやすいものとなるのではないかと考えます。

・申請書類づくりにかなりのエネルギーを費やし申請したのだから、不採択の場合の結果説明は必要で

あろう。今まで不採択になっていないので特に問題はなかった。
・必要であるとする。問合せに対応して頂いている。

10. 事業完了報告

同制度では事業完了後に事業完了報告書、終了実績報告書(会計・精算報告書)の提出を義務付けられています。

① 上記の事業完了報告作成に要する労力は何日どれくらいですか？いつ作成しますか？その作業量は、貴団体の事務局の規模、人数でどのように対応していますか？また、交付される補助金に対して、費用と便益を考えた場合、見合うものですか？

・他業務との関係で多少異なるが、平均して1週間くらい。事業終了後(毎年3月末)から作成。現段階では、費用と便益は見合うものであると思う。
・1週間程度です。2人でやりました。見合うものです。
・約1週間。3月末で会計をメタのちすぐ行なう。当然見合うものである。
・現地で作成し、なおかつ日本で最終的な報告を作成するので、1ヶ月間位は充分にかかる。
・一事業報告書に要する労力はだいたい20人日です。
・毎月の月間報告を積み上げ、最後にまとめることにしている。まとめだけでは10日程度である。
・現在、労力は事業内容により異なるが、会計報告を含め、3週間～1ヶ月以上かかる。また、報告書は事業終了後(3月後半～4月前半)に作成される。事務所経費(人件費含む)の制限を緩和して頂くことを期待している。

② 報告書類のフォーマット類について、不十分な点等ございますか？現在は会計報告中心の報告書ですが、プロジェクトの評価報告も積極的に載せる等の努力をしていますか？

・フォーマットは十分だと思う。プロジェクトの評価については、実数や受益者の声などを載せてプロジェクトサイトに与えた効果や成果を伝える努力を行っている。
・特にありません。評価に努力をしています。
・十分であり、長めに報告書を書くよう努めている。
・不十分な点はない。努力している。
・プロジェクトの評価報告を載せたい希望はありますが、次の理由でそれができません。通常事業は3月末に終了するので、それから4月10日の報告期限まで、十分な時間がありません。終了時評価をしっかりと、その結果を報告に入れるためには、報告書提出の期限を少なくともあと1ヶ月延長していただきたい。
・努力はしている。評価基準をどうするか現在検討中。
・現在、事業内容、成果、インパクトなどの詳細が報告書に反映されるよう努力をしている。

③ 上記の事業完了報告作成と申請から報告までの一環としたプロセスは、貴団体及び補助金対象事業にとって利点がありましたか？(例①評価能力の向上、②透明性の確保、③資金提供者へのアカウンタビリティ、④将来の事業へのフィードバックなど)

・上記①～④のような利点があった。
・利点として透明性の確保、資金提供者へのアカウンタビリティなどに役立ったと思います。
・事業を行う骨子となり、利益が常にある。
・利点はある。プロセスが良くわかり具体的に何をしなければならないかわかる。
・申請手続と報告の一連の過程は、スタッフのOJTの機会となっています。
・利点はあったと思う。調査、点検、報告など現地の事業実態が確実に把握できる。
・事業を効果的にマネジメントする能力は向上したと考える。しかしながら、相対的にNGOの給与は低く、事業経験者が過去において組織に残り、そうした知識や技能を集積させることができなかった。現在は、そうした課題に対して、組織作りの面から取り組んでいる。

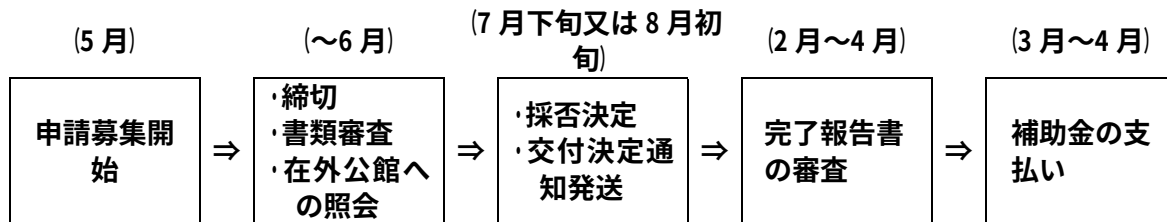
- ③ 外務省は交付団体から提出された事業完了報告書の結果を十分に活用し、同制度の改善やプログラム及び政策レベルへのフィードバックへ役立てていると思われますか？

はい:3 わからない:3

・手元に判断する材料がなく、判断できません。
・今年度から開始された「NGO 支援無償」スキームの設置は、こうした過去の事例に関するフィードバックが背景にあり、NGO の声のある程度反映したものであると考える。

11. スケジュール

補助金申請・応募より、審査、完了報告、補助金支払いまでのスケジュールの目安は以下の通りです。



- ① 上記のスケジュールのタイミングについて妥当であると思われますか？改善すべき点があれば教えてください。

はい:1 いいえ:1

・教育施設を中心に事業を行なっている本事業は、学校のスケジュール(6月末～3月末)に合わせるため、上記のスケジュールどおりに進めるには会計報告などは期日にあわせるのは極めて困難。報告書の締切等に多少の融通性を求めたい。
・補助金の支払が常に精算払いであるのは疑問である。実績のある NGO には精算払いではなくしているとも聞が、その境界があいまいであるように思う。
・半年もかかるので、実施期間が短すぎ、妥当とは思わない。
・補助金決定通知を受けるのは通常 8 月末です。そこから正式に補助金を受けた事業として正式にスタートすると、最長で7カ月の事業期間しかありません。(補助金の採否によって当然プロジェクトのシナリオは変わってくるので、交付決定されるまでは、見きり発車的なスタートをしています。)この短い期間で成果を出すことは、幾分無理があるような気がします。また補助金を受けた事業であることを知らせるためにも時間的余裕がありません。
・申請締切を 3 月末、採否決定を 5 月下旬、6 月初旬にすると、年度と合致し都合がよい。
・申請の開始が 2 ヶ月早まり、採否決定が 5 月頃に行なわれ、かつ報告書提出が 4 月～5 月になると、事業運営の面で余裕を持った対応ができるのでは内科と考える。(もちろん、政府の予算執行の時期に制約があり、こうした措置が困難であることは承知しています。)

- ② 貴団体が事業補助金を申請された際は、上記のスケジュール通りに進みましたか？そうでない場合は、その理由を教えてください。

進んだ:7

- ③ 単年度主義を採用していますが、複数年度主義への移行が望ましいと思いますか？

思う:5 思わない:1

・貧困にある子供達を対象に活動している当会では、単年度では成果を求めることが困難なこともあり、

事業によっては複数年度の採用を検討してほしい。

・場合によってはそうであろうが、想像がつかない。

・上記4 ①で記述した理由から、複数年度の事業計画をたて易い補助金制度を望みます。

④ 実績精算方式を採用していますが、これについて、ご意見はございますか？

よい:2

意見なし:3

・前払方式が望ましい。

・補助金の5割程度を事業期間中に提供頂けると、効率的、効果的な事業運営が可能となる。

12. NGO 補助金制度についての全般的な質問

① 貴団体が他の補助金制度（国際ボランティア貯金補助金、政府機関、海外ドナー、国際機関、民間財団等）を利用した経験がありますか？その場合、他の例と比べて、外務省 NGO 補助金制度の長所、短所は何か？（アクセスのしやすさ、手続きの簡便さ、等）

・国際ボランティア貯金補助金：アクセスのしやすさ、完了報告書から支払いまでの即応性等。

・外務省の長所は担当者のかた。

・フィリピン事業はないので、よくわからない。

・国際ボランティア貯金はチェックが厳しい。現場をよく知らない人が担当するので、チェックの時間がかかりすぎる。外務省の場合は海外の実態をよく知っているが、NGOの実態をしらないと思う。

・長所：他の政府機関に比べ、ドナーである外務省は、在外公館のを利用した、プロジェクト地域の情報収集や視察をより簡単に行うことが可能であり、その分、補助金を優良な案件に振り分けることが、理論上可能であること。国際ボランティア貯金に比べると、手続き特に、要求される書類の作成は簡便である。短所：海外ドナーにくらべた場合、単年度主義である点。

・国際ボランティア貯金補助金と比べると長所は担当者が NGO について理解をし、現地の実状を知るよう努めている。国際ボランティアの担当者は当初は NGO を育てる発想があったが、3代目あたりからまったくの役人になり、官尊民卑そのものであり、すべて年度計画そのものの実践を強調。NGO にとってはまったく無理解な役人たちだった。短所は50%以下の負担額だろう。

・自らのイニシアティブにより事業企画ができ、申請・報告時期も定まっていることから、アクセスが容易である。この制度が非常に幅広い NGO に利用されているのはこのためであると考える。

② 複数のドナーから資金を得ている場合は、どのように、資金の割り振りや、管理を行いましたか？

得ていない:3

・プロジェクトごとに資金管理を行なった。（会計簿、通帳等の選別）

・プロジェクトごとに資金を受け、だぶらないようにしている。

・基本的には、1プロジェクトに関して使用する補助金・助成金は1ドナーからのみとしており、補助金・助成金がカバーしないプロジェクトの費用については、自己資金でまかないます。

・活動資金の使途を厳格に定め、費目ごとの支出を細かく整理している。

③ 特に、海外国政府のドナー（例：USAID, CIDA, AusAID）より、何らかの支援を受けたことはありますか？あれば、どのような支援を受けましたか？また、日本の外務省の支援に比べ、どのような利点、弱点があったのか、教えて下さい。

受けている:2

受けていない:4

・受けている。世界銀行よりベトナムの貧困削減プロジェクトコンサルタントとしての位置づけで行っている。現地政府からお金をもらうために現非政府との信頼関係が必要。

・ミンダナオでカウンターパートを通じUSAID及びECからの支援を受けたことがあります。両者とも、現地には、人員（プロパー職員、現地職員或いはコンサルタント）を派遣しプロジェクトの進み具合を見たり、問題の相談にのったりすることに力を注いでいたようです。このことは、現地でワークショップや会議を開催した時には必ず誰かを派遣してきたことにも現れています。現地或いは、その地域一帯でのプレゼンスということに相当重点を置いている印象を受けました。ECの場合、案件の形成時点で、コンサルを派遣し、調査や申請書の作成を手伝う支援スキームもあるようです。USAIDとの付き合いでは、NGOとのパートナーシップと言いつつも、軍事的、政治的な国家戦略を背景にした支援の方針が、かなり露骨に出ていると感じています。

④ フィリピンで貴 NGO 事業が外務省の補助金支援を受けていることを PR しましたか？

した:6 していない:1

・現地スタッフを通じて事業サイトに PR した。

・開会、閉会の挨拶で常に説明をしています。

・必要に応じてクライアントなどには話した。PR とはどのようなぐいのものかわからないが、特に力を入れてしたことはない。

・機会のある度にPRに努めております。現地住民には「日本からの支援」という程度のことは浸透していますが、「外務省の補助金支援」というレベルの認識までには到っていないのが現状です。

・現地カウンターパート、裨益者への周知は十分行なわれたという報告を受けた。

⑤ フィリピンにおいて、補助金制度に関連して、外務省または大使館のサイト視察等のモニタリングを受けたことはありますか？どのような形で行われましたか？それは充分でしたか？

ある:2 ない:5

・外務省（2000 年）と大使館（2002 年）から、プロジェクトサイトの状況、調査を受けた。調査報告が不十分だった。

・大使館のモニタリングは受けていない。ただし日本より NTT の職員（地域の代表）20 名が参加して視察を行った。

・受けたことはないが領事はよく理解している。

・外務省からの過去 3 回ほど視察を受け入れました。本省の職員と外部専門家による視察、コンサルタントによる WID 案件評価ミッション、大使館の担当者による現地視察でした。

⑥ NGO 補助金制度を利用された一番の目的は何ですか？また、その目的はどれくらい十分に達成されましたか？もし、達成されなかった場合は、その理由を教えてください。

・内容を充実し、より効果的な事業成果実績を得るため。ほぼ期待した成果が出たと思う。

・喉頭摘出した人たちが、食道発声によるリハビリを受け、社会復帰することが目的です。半ば成功したと思います。

・額面的にも大きく、安定した事業が行なわれるから。

・女性地位の向上、環境保全教育等の分野でたいへん有利に使わせていただいています。目標は達成されている。

・プロジェクトの資金調達のためです。この点、目的を達成したと考えます。

・一番の目的は活動資金の充当。

・当会は事業地域が多く、ネットワークを活かしながら事業を継続している。補助金制度はそうしたパートナーシップを強化し、日本側及び現地側、両者のキャパシティを向上させることに寄与した。

- ⑦ 外務省 NGO 補助金を利用することによって、貴団体では、財務基盤の向上、組織能力の強化等の利益を得られたと思われますか？

はい:4	いいえ:1	どちらともいえない:2
------	-------	-------------

・組織能力の強化に役立ちました。 ・管理費がないので、強化につながっていない。プロジェクト地の強化にはなっている。 ・補助金を利用することによって、明らかに利益を得られたとは思えない。 ・自己資金を獲得するための努力が行なわれたため、財務基盤はある程度向上したと考える。今後は人材の中長期的確保を通じて組織能力の強化を図っていきたい。

- ⑧ NGO 事業補助金制度は 2003 年度で終了することになっていますが、その代わりに何処から資金を調達する予定ですか？それとも事業を縮小しますか？

・「日本 NGO 支援無償資金協力」に申請予定。得られる見込みがない場合は、事業の縮小などを検討する。 ・事業を縮小します。 ・フィリピン以外の国では、さまざまな計画がある。 ・新しいスキームに挑戦します。 ・未定です。⑨で述べられている日本 NGO 支援無償資金協力制度も含め、今後新たな調達先を検討していく所存です。 ・自己資金で継続。 ・一部は「NGO 支援無償」への申請を考えている。また海外支部や既存の現地 NGO パートナー（姉妹団体）と連携し、「草の根無償資金支援」制度を通じて一部をまかなっていくことができればと考えている。
--

- ⑨ 本年度より、「日本 NGO 支援無償資金協力」という新制度が開始されましたが、この制度の利用を予定していますか？予定していませんか？また、その理由は何ですか？この制度についてご意見が在れば教えて下さい。

予定している:3	予定していない:2	未定:2
----------	-----------	------

・利用する予定。これまで行なってきた事業の継続した支援が必要であるから。 ・予定していません。活動資金でなく、物件購入が主体のように思えますので。 ・他の国への事業では予定している。 ・予定している。より柔軟で 3 年間という継続性があり 1/2 の補助率もないので、やりやすくなると思う。 ・この制度に関して、詳しく検討しておりません。今後利用する可能性を検討したいと思います。 ・予定している。この新制度は、基本的に NGO 事業補助金制度が終了した後、それに代わる制度として、引き続き本邦 NGO を支援頂けるものと理解している。
--

- ⑩ その他、事業補助金制度および、その他外務省の NGO 支援策、ODA と NGO の連携について、ご意見がありましたら教えてください。また、将来反映して欲しいと思われるご要望があれば、教えてください。

なし:2

・出かけて行って困っている人を助けたいので、航空運賃と宿泊費が欲しいです。 ・プロジェクトを実施するにあたり、サポートさうる本部の管理費、人件費等の補填を充分に考えて欲しい。 ・よく詰まったプロジェクトとしてスタートするために、事前調査やワークショップなどに一定の手間ひまを

かける必要を痛感しています。しかしこうした活動には、NGO の台所事情では、なかなか思う様に経費をかけられないのが本音です。プロジェクトを形成するための費用もなんらかの形で補助する可能性が出てくれば幸いです。(すでに利用できるスキームがあるようなら教えてください。)

・ODA 資金の莫大な無駄遣いを国民はもっと知らなくてはいけない。ODA 関係者の出張と NGO 関係者の出張についてを知るだけでもその差にびっくりするだろうし、途上国で教室をつくる場合 NGO は ODA の 1/5 以下で教室はできる。まず ODA 側が外部監査を徹底的に受入れ、浄化されていない限り、NGO との連携はできないであろう。

・今回「NGO 支援無償」制度の予算が、草の根無償の本邦 NGO 枠(約 8 億円)を念頭において立案されたと伺ったが、この 8 億という数字は、ある国において USAID が保健セクターをカバーする一つの米籍 NGO の活動に業務委託を通じて落とす予算規模である。今後、日本の NGO 予算総額の中で、NGO 連携を念頭においた事業予算を大幅に増加して頂きたいと願っている。

ご協力どうもありがとうございました。